

労働条件等自主点検表

施設名称	名護青少年の家	対象年度	R6年度
指定管理者名	沖縄文化スポーツイノベーション株式会社		

※ 次の確認事項について、「指定管理者による確認結果」欄の該当する箇所に○又は必要事項の記載をお願いします。

確認事項		指定管理者による確認結果																									
1 労働条件の明示																											
労働契約を締結するに当たり、労働時間、賃金、退職(解雇の事由を含む。)、安全衛生等の労働条件を労働者に対し明示していますか。この場合において、労働時間、賃金等に関する事項について書面を交付していますか。		就業規則、労働条件通知書を交付して労働条件全般について明示している	労働条件全般について口頭で明示するとともに、労働時間、賃金等に関する事項について書面を交付している	労働条件全般について口頭で明示しているが、書面の交付はしていない	労働時間、賃金等の労働条件の一部についてのみ口頭で明示している	労働契約締結時には明示していない																					
労働契約の締結時には、パートタイム労働者を含むすべての労働者に対し労働時間、賃金、退職(解雇の事由を含む。)、安全衛生等の労働条件を明示しなければなりません。特に、労働契約期間、有期労働契約を更新する場合の基準、始業・終業の時刻、所定時間外労働の有無等、約定賃金の決定、計算、支払の方法及び賃金の締切り、支払の時期等、退職(解雇の事由を含む。)については、書面を交付しなければなりません。(労働基準法(以下「法」という。)第15条)		1	2	3	4	5																					
(3~5については、改善が必要です)																											
2 就業規則																											
就業規則(労働時間、休日、休憩、休暇、賃金の定め方及び支払方法、退職(解雇の事由を含む。)等、労働条件の具体的な細目を定めた規則)を作成していますか。また、就業規則の内容が実際の勤務の状況に合っていますか。		常時使用する労働者は10人未満である。	常時使用する労働者が10人以上である	作成して監督署に届け出てあり、内容も実情に合っている	作成して監督署に届け出るが、内容が実情に合っていない	作成してあるが、監督署に届け出ていない																					
常時10人以上の労働者(パートタイム労働者を含む。)を使用する事業場では、就業規則を作成し、所轄労働基準監督署長へ届け出なければなりません。(法第89条)		1	2	3	4	5																					
(3~5については、改善が必要です)																											
3 所定休日																											
所定休日をどのように定めていますか。		<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th colspan="4">週休2日制</th> <th colspan="2">週休1日制</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td>完全(毎週)</td> <td>月3回</td> <td>隔週</td> <td>月1~2回</td> <td>週1日</td> <td>4週4日</td> <td>4週3日以下</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> </table>					週休2日制				週休1日制		その他	完全(毎週)	月3回	隔週	月1~2回	週1日	4週4日	4週3日以下	1	2	3	4	5	6	7
週休2日制				週休1日制		その他																					
完全(毎週)	月3回	隔週	月1~2回	週1日	4週4日	4週3日以下																					
1	2	3	4	5	6	7																					
休日は少なくとも毎週1日又は4週間を通じ4日を与えるなければなりません。(法第35条)		(7については、改善が必要です)																									

確認事項	指定管理者による確認結果																		
4 年次有給休暇 年次有給休暇についてはどのように取り扱っていますか。 年次有給休暇は、6ヶ月間継続勤務し、全労働日の8割以上を出勤した労働者については10労働日、以降1年ごとに付与日数を増加しなければなりません。(法第39条)	法定どおりの年次有給休暇を与えている 1	年次有給休暇を与えているが、付与日数が法定を下回っている 2	年次有給休暇を与えていない 3																
	(2、3については改善が必要です)																		
※年次有給休暇の法定の付与日数表（週所定労働日数が5日以上、又は、週所定労働時間が30時間以上の労働者の場合。）																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>勤続年数</th><th>0.5</th><th>1.5</th><th>2.5</th><th>3.5</th><th>4.5</th><th>5.5</th><th>6.5以上</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付与日数</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>14</td><td>16</td><td>18</td><td>20</td></tr> </tbody> </table>				勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上	付与日数	10	11	12	14	16	18	20
勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上												
付与日数	10	11	12	14	16	18	20												
※なお、月30時間未満の労働者は比例付与することとされています。																			
年次有給休暇が10日以上付与される労働者に対して、年5日の年休を取得させていますか。(法第39条)	法定どおりの年次有給休暇を取得させている 1	取得日数が法定を下回っている 2																	
	(2については、改善が必要です)																		
5 健康診断 定期健康診断を実施していますか。	毎年1回以上定期的に行っている 1	年によって行ったり行わなかったり一定しない 2	行ったことがない 3																
	(2、3については、改善が必要です)																		
6 最低賃金 地域別最低賃金以上の賃金を支払っていますか。	支払っている 1	支払っていない 2																	
なお、地域別最低賃金には次の賃金は含まれません。 ①臨時に支払われる賃金(結婚手当等) ②1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等) ③所定外・休日・深夜の労働に対して支払われる割増賃金 ④精勤手当、通勤手当、家族手当	(2については、改善が必要です。)																		
【支払う賃金(A)と地域別最低賃金(B)の比較方法】																			
(時給制の場合)																			
$\boxed{\text{時間によって定められた賃金 (時間給)}} \geq \boxed{\text{地域別最低賃金 (時間額)}}$																			
(A) (B)																			
(日給制、週給制、月給制の場合)																			
$\boxed{\text{日、週、月等によって定められた賃金}} \div \boxed{\text{当該期間における所定労働時間数(日、週、月によって所定労働時間が異なる場合には、それぞれ1週間、4週間、1年間の平均所定労働時間数)}} \geq \boxed{\text{地域別最低賃金 (時間額)}}$																			
(A) (B)																			

確認事項		指定管理者による確認結果																							
7 時間外・休日労働協定の締結 時間外及び休日の労働を行わせる場合に必要となる労使協定(36協定)を締結し、労働基準監督署に届け出ていますか。		<table border="1"> <tr> <td>36協定を締結し、労基署に届け出ている</td><td>36協定を締結しているが、労基署に届け出ていない</td><td>36協定を締結していない</td><td>協定の対象外(契約上、時間外労働を想定していない等)</td></tr> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> </table>				36協定を締結し、労基署に届け出ている	36協定を締結しているが、労基署に届け出ていない	36協定を締結していない	協定の対象外(契約上、時間外労働を想定していない等)	1	2	3	4												
36協定を締結し、労基署に届け出ている	36協定を締結しているが、労基署に届け出ていない	36協定を締結していない	協定の対象外(契約上、時間外労働を想定していない等)																						
1	2	3	4																						
		(2、3については改善が必要です。)																							
8 割増賃金 時間外労働・休日労働又は深夜労働を行わせた場合に、その時間に対する割増賃金は、どのように支払っていますか。		<table border="1"> <tr> <td>時間外労働・深夜労働について</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>2割5分以上の割増率にしている</td><td>2割5分未満の割増率にしている</td><td>時間外労働又は深夜労働をさせているが、支払っていない</td><td>時間外労働及び深夜労働をさせていない</td></tr> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> </table>				時間外労働・深夜労働について				2割5分以上の割増率にしている	2割5分未満の割増率にしている	時間外労働又は深夜労働をさせているが、支払っていない	時間外労働及び深夜労働をさせていない	1	2	3	4								
時間外労働・深夜労働について																									
2割5分以上の割増率にしている	2割5分未満の割増率にしている	時間外労働又は深夜労働をさせているが、支払っていない	時間外労働及び深夜労働をさせていない																						
1	2	3	4																						
		(2、3については改善が必要です。)																							
9 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入 当該指定管理施設で勤務する従業員は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入していますか。 また、未加入者がいる場合は、その理由を記載してください。		<table border="1"> <tr> <td>時間外労働が60時間を超えた場合</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>5割以上の割増率にしている</td><td>5割未満の割増率にしている</td><td>60時間超える時間外労働をさせているが、支払っていない</td><td>60時間超える時間外労働をさせていない</td></tr> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> </table>				時間外労働が60時間を超えた場合				5割以上の割増率にしている	5割未満の割増率にしている	60時間超える時間外労働をさせているが、支払っていない	60時間超える時間外労働をさせていない	1	2	3	4								
時間外労働が60時間を超えた場合																									
5割以上の割増率にしている	5割未満の割増率にしている	60時間超える時間外労働をさせているが、支払っていない	60時間超える時間外労働をさせていない																						
1	2	3	4																						
		(2、3については改善が必要です。)																							
10 保険加入状況 統計調査における従業員は、雇用形態(正社員、派遣社員、契約社員、パートタイマー等)に関わらず、当該指定管理施設において指定管理者と雇用契約を結ぶ指定管理業務にもっぱら従事する従業員(令和〇年3月末における業務全体のうち、当該業務の割合が概ね50%以上の従業員)となります。		<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">従業員数</th><th colspan="2">雇用保険</th><th colspan="2">健康保険</th><th colspan="2">厚生年金保険</th></tr> <tr> <th>加入数</th><th>未加入数</th><th>加入数</th><th>未加入数</th><th>加入数</th><th>未加入数</th></tr> <tr> <td>5</td><td>5</td><td></td><td>5</td><td></td><td>5</td><td></td></tr> </table>				従業員数	雇用保険		健康保険		厚生年金保険		加入数	未加入数	加入数	未加入数	加入数	未加入数	5	5		5		5	
従業員数	雇用保険		健康保険		厚生年金保険																				
	加入数	未加入数	加入数	未加入数	加入数	未加入数																			
5	5		5		5																				
		<table border="1"> <tr> <td>保険の名称</td><td>未加入者がいる理由</td></tr> <tr> <td>雇用保険</td><td>週20時間以上労働者は加入義務としている</td></tr> <tr> <td>健康保険</td><td>週30時間以上労働者は加入義務としている</td></tr> <tr> <td>厚生年金保険</td><td>週30時間以上労働者は加入義務としている</td></tr> </table>				保険の名称	未加入者がいる理由	雇用保険	週20時間以上労働者は加入義務としている	健康保険	週30時間以上労働者は加入義務としている	厚生年金保険	週30時間以上労働者は加入義務としている												
保険の名称	未加入者がいる理由																								
雇用保険	週20時間以上労働者は加入義務としている																								
健康保険	週30時間以上労働者は加入義務としている																								
厚生年金保険	週30時間以上労働者は加入義務としている																								

労働条件等自主点検表

施設名称	糸満青少年の家	対象年度	令和6年度
指定管理者名	NIKEEI・DAIKENコンソーシアム		

※ 次の確認事項について、「指定管理者による確認結果」欄の該当する箇所に○又は必要事項の記載をお願いします。

確認事項		指定管理者による確認結果																									
1 労働条件の明示																											
労働契約を締結するに当たり、労働時間、賃金、退職(解雇の事由を含む。)、安全衛生等の労働条件を労働者に対し明示していますか。この場合において、労働時間、賃金等に関する事項について書面を交付していますか。		就業規則、労働条件通知書を交付して労働条件全般について明示している	労働条件全般について口頭で明示するとともに、労働時間、賃金等に関する事項について書面を交付している	労働条件全般について口頭で明示しているが、書面の交付はしていない	労働時間、賃金等の労働条件の一部についてのみ口頭で明示している	労働契約締結時には明示していない																					
労働契約の締結時には、パートタイム労働者を含むすべての労働者に対し労働時間、賃金、退職(解雇の事由を含む。)、安全衛生等の労働条件を明示しなければなりません。特に、労働契約期間、有期労働契約を更新する場合の基準、始業・終業の時刻、所定時間外労働の有無等、約定賃金の決定、計算、支払の方法及び賃金の締切り、支払の時期等、退職(解雇の事由を含む。)については、書面を交付しなければなりません。(労働基準法(以下「法」という。)第15条)		(1)	2	3	4	5																					
(3~5については、改善が必要です)																											
2 就業規則																											
就業規則(労働時間、休日、休憩、休暇、賃金の定め方及び支払方法、退職(解雇の事由を含む。)等、労働条件の具体的な細目を定めた規則)を作成していますか。また、就業規則の内容が実際の勤務の状況に合っていますか。		常時使用する労働者は10人未満である。	常時使用する労働者が10人以上である																								
常時10人以上の労働者(パートタイム労働者を含む。)を使用する事業場では、就業規則を作成し、所轄労働基準監督署長へ届け出なければなりません。(法第89条)			作成して監督署に届け出てあり、内容も実情に合っている	作成して監督署に届け出てあるが、内容が実情に合っていない	作成してあるが、監督署に届け出ていない	作成していない																					
また、常時各作業場の見やすい場所への掲示、備付け、書面の交付又は電子機器の設置等により労働者に周知させなければなりません。(法第106条)		(1)	2	3	4	5																					
(3~5については、改善が必要です)																											
3 所定休日																											
所定休日をどのように定めていますか。		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4">週休2日制</th> <th colspan="2">週休1日制</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td>完全(毎週)</td> <td>月3回</td> <td>隔週</td> <td>月1~2回</td> <td>週1日</td> <td>4週4日</td> <td>4週3日以下</td> </tr> <tr> <td>(1)</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> </table>					週休2日制				週休1日制		その他	完全(毎週)	月3回	隔週	月1~2回	週1日	4週4日	4週3日以下	(1)	2	3	4	5	6	7
週休2日制				週休1日制		その他																					
完全(毎週)	月3回	隔週	月1~2回	週1日	4週4日	4週3日以下																					
(1)	2	3	4	5	6	7																					
休日は少なくとも毎週1日又は4週間を通じ4日を与えるなければなりません。(法第35条)		(7については、改善が必要です)																									

確認事項	指定管理者による確認結果																		
4 年次有給休暇 年次有給休暇についてはどのように取り扱っていますか。 年次有給休暇は、6ヶ月間継続勤務し、全労働日の8割以上を出勤した労働者については10労働日、以降1年ごとに付与日数を増加しなければなりません。(法第39条)	法定どおりの年次有給休暇を与えている 1	年次有給休暇を与えているが、付与日数が法定を下回っている 2	年次有給休暇を与えていない 3																
	(2、3については改善が必要です)																		
※年次有給休暇の法定の付与日数表（週所定労働日数が5日以上、又は、週所定労働時間が30時間以上の労働者の場合。）																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>勤続年数</th><th>0.5</th><th>1.5</th><th>2.5</th><th>3.5</th><th>4.5</th><th>5.5</th><th>6.5以上</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付与日数</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>14</td><td>16</td><td>18</td><td>20</td></tr> </tbody> </table>				勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上	付与日数	10	11	12	14	16	18	20
勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上												
付与日数	10	11	12	14	16	18	20												
※なお、月30時間未満の労働者は比例付与することとされています。																			
年次有給休暇が10日以上付与される労働者に対して、年5日の年休を取得させていますか。(法第39条)	法定どおりの年次有給休暇を取得させている 1	取得日数が法定を下回っている 2																	
	(2については、改善が必要です)																		
5 健康診断 定期健康診断を実施していますか。 常時使用する労働者については、年1回定期に健康診断を行わなければなりません。(労働安全衛生規則第44条) なお、深夜業を含む業務等に常時従事する労働者に対しては6月以内ごとに1回定期に健康診断を行わなければなりません。(労働安全衛生規則第45条)	毎年1回以上定期的に行っている 1	年によって行ったり行わなかったり一定しない 2	行ったことがない 3																
	(2、3については、改善が必要です)																		
6 最低賃金 地域別最低賃金以上の賃金を支払っていますか。 なお、地域別最低賃金には次の賃金は含まれません。 ①臨時に支払われる賃金(結婚手当等) ②1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等) ③所定外・休日・深夜の労働に対して支払われる割増賃金 ④精勤手当、通勤手当、家族手当	支払っている 1	支払っていない 2																	
	(2については、改善が必要です。)																		
【支払う賃金(A)と地域別最低賃金(B)の比較方法】																			
(時給制の場合)																			
$\frac{\text{時間によって定められた賃金 (時間給)}}{\text{地域別最低賃金 (時間額)}} \geq 1$																			
(A) (B)																			
(日給制、週給制、月給制の場合)																			
$\frac{\text{日、週、月等によって定められた賃金}}{\text{当該期間における所定労働時間数(日、週、月によって所定労働時間が異なる場合には、それぞれ1週間、4週間、1年間の平均所定労働時間数)}} \geq \text{地域別最低賃金 (時間額)}$																			
(A) (B)																			

確認事項	指定管理者による確認結果																															
7 時間外・休日労働協定の締結 時間外及び休日の労働を行わせる場合に必要となる労使協定(36協定)を締結し、労働基準監督署に届け出ていますか。	<table border="1"> <tr> <td>36協定を締結し、労基署に届け出ている</td><td>36協定を締結しているが、労基署に届け出ていない</td><td>36協定を締結していない</td><td>協定の対象外(契約上、時間外労働を想定していない等)</td></tr> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> </table> <p>(2、3については改善が必要です。)</p>				36協定を締結し、労基署に届け出ている	36協定を締結しているが、労基署に届け出ていない	36協定を締結していない	協定の対象外(契約上、時間外労働を想定していない等)	1	2	3	4																				
36協定を締結し、労基署に届け出ている	36協定を締結しているが、労基署に届け出ていない	36協定を締結していない	協定の対象外(契約上、時間外労働を想定していない等)																													
1	2	3	4																													
8 割増賃金 時間外労働・休日労働又は深夜労働を行わせた場合に、その時間に対する割増賃金は、どのように支払っていますか。	<table border="1"> <tr> <td>時間外労働・深夜労働について</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>2割5分以上の割増率にしている</td><td>2割5分未満の割増率にしている</td><td>時間外労働又は深夜労働をさせているが、支払っていない</td><td>時間外労働及び深夜労働をさせていない</td></tr> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> </table> <p>(2、3については改善が必要です。)</p>				時間外労働・深夜労働について				2割5分以上の割増率にしている	2割5分未満の割増率にしている	時間外労働又は深夜労働をさせているが、支払っていない	時間外労働及び深夜労働をさせていない	1	2	3	4																
時間外労働・深夜労働について																																
2割5分以上の割増率にしている	2割5分未満の割増率にしている	時間外労働又は深夜労働をさせているが、支払っていない	時間外労働及び深夜労働をさせていない																													
1	2	3	4																													
法定労働時間を超える時間外労働については、2割5分以上、月の時間外労働が60時間を超えた場合については、5割以上、法定休日における休日労働については3割5分以上、深夜労働(午後10時から翌日午前5時の間の労働をいいます。)については2割5分以上の割増賃金を支払わなければなりません。(法第37条) ※割増賃金の基礎となる賃金には、家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金、一箇月を超える期間ごとに支払われる賃金は算入しません。	<table border="1"> <tr> <td>時間外労働が60時間を超えた場合</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>5割以上の割増率にしている</td><td>5割未満の割増率にしている</td><td>60時間超える時間外労働をさせているが、支払っていない</td><td>60時間超える時間外労働をさせていない</td></tr> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> </table> <p>(2、3については改善が必要です。)</p>				時間外労働が60時間を超えた場合				5割以上の割増率にしている	5割未満の割増率にしている	60時間超える時間外労働をさせているが、支払っていない	60時間超える時間外労働をさせていない	1	2	3	4																
時間外労働が60時間を超えた場合																																
5割以上の割増率にしている	5割未満の割増率にしている	60時間超える時間外労働をさせているが、支払っていない	60時間超える時間外労働をさせていない																													
1	2	3	4																													
9 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入 当該指定管理施設で勤務する従業員は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入していますか。 また、未加入者がいる場合は、その理由を記載してください。	<table border="1"> <tr> <td>休日労働について</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>3割5分以上の割増率にしている</td><td>3割5分未満の割増率にしている</td><td>休日労働をさせているが、支払っていない</td><td>休日労働をさせていない</td></tr> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> </table> <p>(2、3については改善が必要です。)</p>				休日労働について				3割5分以上の割増率にしている	3割5分未満の割増率にしている	休日労働をさせているが、支払っていない	休日労働をさせていない	1	2	3	4																
休日労働について																																
3割5分以上の割増率にしている	3割5分未満の割増率にしている	休日労働をさせているが、支払っていない	休日労働をさせていない																													
1	2	3	4																													
※調査対象となる従業員は、雇用形態(正社員、派遣社員、契約社員、パートタイマー等)に関わらず、当該指定管理施設において指定管理者と雇用契約を結ぶ指定管理業務にもっぱら従事する従業員(令和〇年3月末における業務全体のうち、当該業務の割合が概ね50%以上の従業員)となります。	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">従業員数</th><th colspan="2">雇用保険</th><th colspan="2">健康保険</th><th colspan="2">厚生年金保険</th></tr> <tr> <th>加入数</th><th>未加入数</th><th>加入数</th><th>未加入数</th><th>加入数</th><th>未加入数</th></tr> <tr> <td>6</td><td>6</td><td></td><td>6</td><td></td><td>6</td><td></td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>保険の名称</td><td>未加入者がいる理由</td></tr> <tr> <td>雇用保険</td><td></td></tr> <tr> <td>健康保険</td><td></td></tr> <tr> <td>厚生年金保険</td><td></td></tr> </table>				従業員数	雇用保険		健康保険		厚生年金保険		加入数	未加入数	加入数	未加入数	加入数	未加入数	6	6		6		6		保険の名称	未加入者がいる理由	雇用保険		健康保険		厚生年金保険	
従業員数	雇用保険		健康保険			厚生年金保険																										
	加入数	未加入数	加入数	未加入数	加入数	未加入数																										
6	6		6		6																											
保険の名称	未加入者がいる理由																															
雇用保険																																
健康保険																																
厚生年金保険																																

労働条件等自主点検表

施設名称	沖縄県立石川青少年の家	対象年度	令和6年度
指定管理者名	公益社団法人うるま市シルバー人材センター		

※ 次の確認事項について、「指定管理者による確認結果」欄の該当する箇所に○又は必要事項の記載をお願いします。

確認事項		指定管理者による確認結果																									
1 労働条件の明示																											
労働契約を締結するに当たり、労働時間、賃金、退職(解雇の事由を含む。)、安全衛生等の労働条件を労働者に対し明示していますか。この場合において、労働時間、賃金等に関する事項について書面を交付していますか。		就業規則、労働条件通知書を交付して労働条件全般について明示している	労働条件全般について口頭で明示するとともに、労働時間、賃金等に関する事項について書面を交付している	労働条件全般について口頭で明示しているが、書面の交付はしていない	労働時間、賃金等の労働条件の一部についてのみ口頭で明示している	労働契約締結時には明示していない																					
労働契約の締結時には、パートタイム労働者を含むすべての労働者に対し労働時間、賃金、退職(解雇の事由を含む。)、安全衛生等の労働条件を明示しなければなりません。特に、労働契約期間、有期労働契約を更新する場合の基準、始業・終業の時刻、所定時間外労働の有無等、約定賃金の決定、計算、支払の方法及び賃金の締切り、支払の時期等、退職(解雇の事由を含む。)については、書面を交付しなければなりません。(労働基準法(以下「法」という。)第15条)		①	2	3	4	5																					
(3~5については、改善が必要です)																											
2 就業規則																											
就業規則(労働時間、休日、休憩、休暇、賃金の定め方及び支払方法、退職(解雇の事由を含む。)等、労働条件の具体的な細目を定めた規則)を作成していますか。また、就業規則の内容が実際の勤務の状況に合っていますか。		常時使用する労働者は10人未満である。	常時使用する労働者が10人以上である																								
常時10人以上の労働者(パートタイム労働者を含む。)を使用する事業場では、就業規則を作成し、所轄労働基準監督署長へ届け出なければなりません。(法第89条)			作成して監督署に届け出てあり、内容も実情に合っている	作成して監督署に届け出てあるが、内容が実情に合っていない	作成してあるが、監督署に届け出ていない	作成していない																					
また、常時各作業場の見やすい場所への掲示、備付け、書面の交付又は電子機器の設置等により労働者に周知させなければなりません。(法第106条)		1	②	3	4	5																					
(3~5については、改善が必要です)																											
3 所定休日																											
所定休日をどのように定めていますか。		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4">週休2日制</th> <th colspan="2">週休1日制</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td>完全(毎週)</td> <td>月3回</td> <td>隔週</td> <td>月1~2回</td> <td>週1日</td> <td>4週4日</td> <td>4週3日以下</td> </tr> <tr> <td>①</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> </table>					週休2日制				週休1日制		その他	完全(毎週)	月3回	隔週	月1~2回	週1日	4週4日	4週3日以下	①	2	3	4	5	6	7
週休2日制				週休1日制		その他																					
完全(毎週)	月3回	隔週	月1~2回	週1日	4週4日	4週3日以下																					
①	2	3	4	5	6	7																					
休日は少なくとも毎週1日又は4週間を通じ4日を与えるなければなりません。(法第35条)		(7については、改善が必要です)																									

確認事項	指定管理者による確認結果																						
<p>4 年次有給休暇 年次有給休暇についてはどのように取り扱っていますか。</p> <p>年次有給休暇は、6ヶ月間継続勤務し、全労働日の8割以上を出勤した労働者については10労働日、以降1年ごとに付与日数を増加しなければなりません。(法第39条)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="711 190 933 258">法定どおりの年次有給休暇を与えている</td><td data-bbox="933 190 1156 258">年次有給休暇を与えているが、付与日数が法定を下回っている</td><td data-bbox="1156 190 1378 258">年次有給休暇を与えていない</td></tr> <tr> <td data-bbox="711 303 933 370">(1)</td><td data-bbox="933 303 1156 370">2</td><td data-bbox="1156 303 1378 370">3</td></tr> </table>							法定どおりの年次有給休暇を与えている	年次有給休暇を与えているが、付与日数が法定を下回っている	年次有給休暇を与えていない	(1)	2	3										
法定どおりの年次有給休暇を与えている	年次有給休暇を与えているが、付与日数が法定を下回っている	年次有給休暇を与えていない																					
(1)	2	3																					
(2、3については改善が必要です)																							
※年次有給休暇の法定の付与日数表（週所定労働日数が5日以上、又は、週所定労働時間が30時間以上の労働者の場合。）																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="711 512 806 541">勤続年数</th><th data-bbox="806 512 901 541">0.5</th><th data-bbox="901 512 997 541">1.5</th><th data-bbox="997 512 1092 541">2.5</th><th data-bbox="1092 512 1187 541">3.5</th><th data-bbox="1187 512 1283 541">4.5</th><th data-bbox="1283 512 1378 541">5.5</th><th data-bbox="1378 512 1457 541">6.5以上</th></tr> <tr> <th data-bbox="711 557 806 586">付与日数</th><td data-bbox="806 557 901 586">10</td><td data-bbox="901 557 997 586">11</td><td data-bbox="997 557 1092 586">12</td><td data-bbox="1092 557 1187 586">14</td><td data-bbox="1187 557 1283 586">16</td><td data-bbox="1283 557 1378 586">18</td><td data-bbox="1378 557 1457 586">20</td></tr> </thead> </table>								勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上	付与日数	10	11	12	14	16	18	20
勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上																
付与日数	10	11	12	14	16	18	20																
※なお、月30時間未満の労働者は比例付与することとされています。																							
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="711 714 933 781">法定どおりの年次有給休暇を取得させている</td><td data-bbox="933 714 1457 781">取得日数が法定を下回っている</td></tr> <tr> <td data-bbox="711 826 933 893">(1)</td><td data-bbox="933 826 1457 893">2</td></tr> </table>							法定どおりの年次有給休暇を取得させている	取得日数が法定を下回っている	(1)	2												
法定どおりの年次有給休暇を取得させている	取得日数が法定を下回っている																						
(1)	2																						
(2については、改善が必要です)																							
<p>5 健康診断 定期健康診断を実施していますか。</p> <p>常時使用する労働者については、年1回定期に健康診断を行わなければなりません。(労働安全衛生規則第44条) なお、深夜業を含む業務等に常時従事する労働者に対しては6月以内ごとに1回定期に健康診断を行わなければなりません。(労働安全衛生規則第45条)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="711 983 933 1051">毎年1回以上定期的に行っている</td><td data-bbox="933 983 1156 1051">年によって行ったり行わなかったり一定しない</td><td data-bbox="1156 983 1378 1051">行ったことがない</td></tr> <tr> <td data-bbox="711 1096 933 1163">(1)</td><td data-bbox="933 1096 1156 1163">2</td><td data-bbox="1156 1096 1378 1163">3</td></tr> </table>							毎年1回以上定期的に行っている	年によって行ったり行わなかったり一定しない	行ったことがない	(1)	2	3										
毎年1回以上定期的に行っている	年によって行ったり行わなかったり一定しない	行ったことがない																					
(1)	2	3																					
	(2、3については、改善が必要です)																						
<p>6 最低賃金 地域別最低賃金以上の賃金を支払っていますか。</p> <p>なお、地域別最低賃金には次の賃金は含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①臨時に支払われる賃金(結婚手当等) ②1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等) ③所定外・休日・深夜の労働に対して支払われる割増賃金 ④精勤手当、通勤手当、家族手当 	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="711 1275 1076 1343">支払っている</td><td data-bbox="1076 1275 1457 1343">支払っていない</td></tr> <tr> <td data-bbox="711 1388 1076 1455">(1)</td><td data-bbox="1076 1388 1457 1455">2</td></tr> </table>							支払っている	支払っていない	(1)	2												
支払っている	支払っていない																						
(1)	2																						
	(2については、改善が必要です。)																						
</td																							

確認事項	指定管理者による確認結果																																							
<p>7 時間外・休日労働協定の締結 時間外及び休日の労働を行わせる場合に必要となる労使協定(36協定)を締結し、労働基準監督署に届け出ていますか。</p> <p>使用者は、従業員の代表者などと書面による協定をし、労働基準監督署に届け出た場合においては、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。(法第36条)</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">36協定を締結し、労基署に届け出ている</td><td style="width: 25%;">36協定を締結しているが、労基署に届け出ていない</td><td style="width: 25%;">36協定を締結していない</td><td style="width: 25%;">協定の対象外(契約上、時間外労働を想定していない等)</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">①</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">4</td></tr> </table> <p>(2、3については改善が必要です。)</p>				36協定を締結し、労基署に届け出ている	36協定を締結しているが、労基署に届け出ていない	36協定を締結していない	協定の対象外(契約上、時間外労働を想定していない等)	①	2	3	4																												
36協定を締結し、労基署に届け出ている	36協定を締結しているが、労基署に届け出ていない	36協定を締結していない	協定の対象外(契約上、時間外労働を想定していない等)																																					
①	2	3	4																																					
<p>8 割増賃金 時間外労働・休日労働又は深夜労働を行わせた場合に、その時間に対する割増賃金は、どのように支払っていますか。</p> <p>法定労働時間を超える時間外労働については、2割5分以上、月の時間外労働が60時間を超えた場合については、5割以上、法定休日における休日労働については3割5分以上、深夜労働(午後10時から翌日午前5時の間の労働をいいます。)については2割5分以上の割増賃金を支払わなければなりません。(法第37条)</p> <p>※割増賃金の基礎となる賃金には、家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金、一箇月を超える期間ごとに支払われる賃金は算入しません。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding-bottom: 5px;">時間外労働・深夜労働について</td></tr> <tr> <td style="width: 25%;">2割5分以上の割増率にしている</td><td style="width: 25%;">2割5分未満の割増率にしている</td><td style="width: 25%;">時間外労働又は深夜労働をさせているが、支払っていない</td><td style="width: 25%;">時間外労働及び深夜労働をさせていない</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">①</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">4</td></tr> </table> <p>(2、3については改善が必要です。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding-bottom: 5px;">時間外労働が60時間を超えた場合</td></tr> <tr> <td style="width: 25%;">5割以上の割増率にしている</td><td style="width: 25%;">5割未満の割増率にしている</td><td style="width: 25%;">60時間超える時間外労働をさせているが、支払っていない</td><td style="width: 25%;">60時間超える時間外労働をさせていない</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">④</td></tr> </table> <p>(2、3については改善が必要です。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding-bottom: 5px;">休日労働について</td></tr> <tr> <td style="width: 25%;">3割5分以上の割増率にしている</td><td style="width: 25%;">3割5分未満の割増率にしている</td><td style="width: 25%;">休日労働をさせているが、支払っていない</td><td style="width: 25%;">休日労働をさせていない</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">①</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">4</td></tr> </table> <p>(2、3については改善が必要です。)</p>				時間外労働・深夜労働について				2割5分以上の割増率にしている	2割5分未満の割増率にしている	時間外労働又は深夜労働をさせているが、支払っていない	時間外労働及び深夜労働をさせていない	①	2	3	4	時間外労働が60時間を超えた場合				5割以上の割増率にしている	5割未満の割増率にしている	60時間超える時間外労働をさせているが、支払っていない	60時間超える時間外労働をさせていない	1	2	3	④	休日労働について				3割5分以上の割増率にしている	3割5分未満の割増率にしている	休日労働をさせているが、支払っていない	休日労働をさせていない	①	2	3	4
時間外労働・深夜労働について																																								
2割5分以上の割増率にしている	2割5分未満の割増率にしている	時間外労働又は深夜労働をさせているが、支払っていない	時間外労働及び深夜労働をさせていない																																					
①	2	3	4																																					
時間外労働が60時間を超えた場合																																								
5割以上の割増率にしている	5割未満の割増率にしている	60時間超える時間外労働をさせているが、支払っていない	60時間超える時間外労働をさせていない																																					
1	2	3	④																																					
休日労働について																																								
3割5分以上の割増率にしている	3割5分未満の割増率にしている	休日労働をさせているが、支払っていない	休日労働をさせていない																																					
①	2	3	4																																					
<p>9 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入 当該指定管理施設で勤務する従業員は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入していますか。 また、未加入者がいる場合は、その理由を記載してください。</p> <p>※調査対象となる従業員は、雇用形態(正社員、派遣社員、契約社員、パートタイマー等)に関わらず、当該指定管理施設において指定管理者と雇用契約を結ぶ指定管理業務にもっぱら従事する従業員(令和〇年3月末における業務全体のうち、当該業務の割合が概ね50%以上の従業員)となります。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2" style="width: 25%;">従業員数</th><th colspan="2" style="width: 25%;">雇用保険</th><th colspan="2" style="width: 25%;">健康保険</th><th colspan="2" style="width: 25%;">厚生年金保険</th></tr> <tr> <th>加入数</th><th>未加入数</th><th>加入数</th><th>未加入数</th><th>加入数</th><th>未加入数</th></tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td><td style="text-align: center;">8</td><td style="text-align: center;">8</td><td style="text-align: center;">8</td><td style="text-align: center;">8</td><td style="text-align: center;">8</td><td style="text-align: center;"></td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">保険の名称</td><td style="width: 75%;">未加入者がいる理由</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">雇用保険</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">健康保険</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">厚生年金保険</td><td></td></tr> </table>				従業員数	雇用保険		健康保険		厚生年金保険		加入数	未加入数	加入数	未加入数	加入数	未加入数	8	8	8	8	8	8		保険の名称	未加入者がいる理由	雇用保険		健康保険		厚生年金保険									
従業員数	雇用保険		健康保険			厚生年金保険																																		
	加入数	未加入数	加入数	未加入数	加入数	未加入数																																		
8	8	8	8	8	8																																			
保険の名称	未加入者がいる理由																																							
雇用保険																																								
健康保険																																								
厚生年金保険																																								

勞 働 條 件 等 自 主 点 檢 表

施設名称	玉城青少年の家	対象年度	令和 6 年度
指定管理者名	沖縄じんぶんの杜共同企業体		

※ 次の確認事項について、「指定管理者による確認結果」欄の該当する箇所に○又は必要事項の記載をお願いします。

確認事項	指定管理者による確認結果																							
<p>4 年次有給休暇</p> <p>年次有給休暇についてはどのように取り扱っていますか。</p> <p>年次有給休暇は、6ヶ月間継続勤務し、全労働日の8割以上を出勤した労働者については10労働日、以降1年ごとに付与日数を増加しなければなりません。(法第39条)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="727 186 981 265">法定どおりの年次有給休暇を与えている</td><td data-bbox="981 186 1235 265">年次有給休暇を与えているが、付与日数が法定を下回っている</td><td data-bbox="1235 186 1457 265">年次有給休暇を与えていない</td></tr> <tr> <td data-bbox="830 298 878 366">1</td><td data-bbox="1084 298 1116 366">2</td><td data-bbox="1306 298 1338 366">3</td></tr> </table>	法定どおりの年次有給休暇を与えている	年次有給休暇を与えているが、付与日数が法定を下回っている	年次有給休暇を与えていない	1	2	3																	
法定どおりの年次有給休暇を与えている	年次有給休暇を与えているが、付与日数が法定を下回っている	年次有給休暇を与えていない																						
1	2	3																						
(2、3については改善が必要です)																								
※年次有給休暇の法定の付与日数表（週所定労働日数が5日以上、又は、週所定労働時間が30時間以上の労働者の場合。）																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="735 523 814 557">勤続年数</th><th data-bbox="862 523 909 557">0.5</th><th data-bbox="957 523 1005 557">1.5</th><th data-bbox="1052 523 1100 557">2.5</th><th data-bbox="1148 523 1195 557">3.5</th><th data-bbox="1243 523 1291 557">4.5</th><th data-bbox="1338 523 1386 557">5.5</th><th data-bbox="1433 523 1481 557">6.5以上</th></tr> <tr> <th data-bbox="735 568 814 601">付与日数</th><td data-bbox="862 568 909 601">10</td><td data-bbox="957 568 1005 601">11</td><td data-bbox="1052 568 1100 601">12</td><td data-bbox="1148 568 1195 601">14</td><td data-bbox="1243 568 1291 601">16</td><td data-bbox="1338 568 1386 601">18</td><td data-bbox="1433 568 1481 601">20</td></tr> </thead> </table>	勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上	付与日数	10	11	12	14	16	18	20	※なお、月30時間未満の労働者は比例付与することとされています。							
勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上																	
付与日数	10	11	12	14	16	18	20																	
法定どおりの年次有給休暇を取得させている																								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="727 725 981 792">1</td><td data-bbox="981 725 1457 792">2</td></tr> </table>	1	2	(2については、改善が必要です)																					
1	2																							
<p>5 健康診断</p> <p>定期健康診断を実施していますか。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="735 1006 949 1073">毎年1回以上定期的に行っている</td><td data-bbox="957 1006 1195 1073">年によって行ったり行わなかったり一定しない</td><td data-bbox="1211 1006 1457 1073">行ったことがない</td></tr> <tr> <td data-bbox="814 1107 862 1174">1</td><td data-bbox="1052 1107 1100 1174">2</td><td data-bbox="1291 1107 1338 1174">3</td></tr> </table>	毎年1回以上定期的に行っている	年によって行ったり行わなかったり一定しない	行ったことがない	1	2	3																	
毎年1回以上定期的に行っている	年によって行ったり行わなかったり一定しない	行ったことがない																						
1	2	3																						
(2、3については、改善が必要です)																								
<p>常時使用する労働者については、年1回定期に健康診断を行わなければなりません。(労働安全衛生規則第44条)</p> <p>なお、深夜業を含む業務等に常時従事する労働者に対しては6月以内ごとに1回定期に健康診断を行わなければなりません。(労働安全衛生規則第45条)</p>																								
<p>6 最低賃金</p> <p>地域別最低賃金以上の賃金を支払っていますか。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="735 1286 1116 1331">支払っている</td><td data-bbox="1132 1286 1457 1331">支払っていない</td></tr> <tr> <td data-bbox="894 1354 941 1421">1</td><td data-bbox="1291 1354 1338 1421">2</td></tr> </table>	支払っている	支払っていない	1	2																			
支払っている	支払っていない																							
1	2																							
(2については、改善が必要です。)																								
<p>なお、地域別最低賃金には次の賃金は含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①臨時に支払われる賃金(結婚手当等) ②1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等) ③所定外・休日・深夜の労働に対して支払われる割増賃金 ④精勤手当、通勤手当、家族手当 																								
<p>【支払う賃金(A)と地域別最低賃金(B)の比較方法】</p> <p>(時給制の場合)</p>																								
$\frac{\begin{array}{ c } \hline \text{時間によって定められた賃金} \\ \hline \text{(時間給)} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{ c } \hline \text{地域別最低賃金} \\ \hline \text{(時間額)} \\ \hline \end{array}} \geq \begin{array}{ c } \hline \text{(A)} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{ c } \hline \text{(B)} \\ \hline \end{array}$																								
(日給制、週給制、月給制の場合)																								
$\frac{\begin{array}{ c } \hline \text{日、週、月等によって定められた賃金} \\ \hline \text{(時間額)} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{ c } \hline \text{当該期間における所定労働時間数(日、週、月に} \\ \hline \text{よって所定労働時間が異なる場合には、それぞれ1} \\ \hline \text{週間、4週間、1年間の平均所定労働時間数)} \\ \hline \end{array}} \geq \begin{array}{ c } \hline \text{地域別最低賃金} \\ \hline \text{(時間額)} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{ c } \hline \text{(B)} \\ \hline \end{array}$																								
(A)																								

確認事項		指定管理者による確認結果																							
7 時間外・休日労働協定の締結 時間外及び休日の労働を行わせる場合に必要となる労使協定(36協定)を締結し、労働基準監督署に届け出ていますか。																									
使用者は、従業員の代表者などと書面による協定をし、労働基準監督署に届け出た場合においては、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。(法第36条)		36協定を締結し、労基署に届け出ている	36協定を締結しているが、労基署に届け出ていない	36協定を締結していない	協定の対象外(契約上、時間外労働を想定していない等)																				
		1	2	3	4																				
(2、3については改善が必要です。)																									
8 割増賃金 時間外労働・休日労働又は深夜労働を行わせた場合に、その時間に対する割増賃金は、どのように支払っていますか。																									
法定労働時間を超える時間外労働については、2割5分以上、月の時間外労働が60時間を超えた場合については、5割以上、法定休日における休日労働については3割5分以上、深夜労働(午後10時から翌日午前5時の間の労働をいいます。)については2割5分以上の割増賃金を支払わなければなりません。(法第37条)		2割5分以上の割増率にしている	2割5分未満の割増率にしている	時間外労働又は深夜労働をさせているが、支払っていない	時間外労働及び深夜労働をさせていない																				
		1	2	3	4																				
(2、3については改善が必要です。)																									
時間外労働・深夜労働について																									
時間外労働が60時間を超えた場合		5割以上の割増率にしている	5割未満の割増率にしている	60時間超える時間外労働をさせているが、支払っていない	60時間超える時間外労働をさせていない																				
		1	2	3	4																				
(2、3については改善が必要です。)																									
休日労働について		3割5分以上の割増率にしている	3割5分未満の割増率にしている	休日労働をさせているが、支払っていない	休日労働をさせていない																				
		1	2	3	4																				
(2、3については改善が必要です。)																									
9 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入 当該指定管理施設で勤務する従業員は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入していますか。 また、未加入者がいる場合は、その理由を記載してください。																									
※調査対象となる従業員は、雇用形態(正社員、派遣社員、契約社員、パートタイマー等)に関わらず、当該指定管理施設において指定管理者と雇用契約を結ぶ指定管理業務にもっぱら従事する従業員(令和〇年3月末における業務全体のうち、当該業務の割合が概ね50%以上の従業員)となります。																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">従業員数</th> <th colspan="2">雇用保険</th> <th colspan="2">健康保険</th> <th colspan="2">厚生年金保険</th> </tr> <tr> <th>加入数</th> <th>未加入数</th> <th>加入数</th> <th>未加入数</th> <th>加入数</th> <th>未加入数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8</td> <td>7</td> <td></td> <td>8</td> <td></td> <td>8</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						従業員数	雇用保険		健康保険		厚生年金保険		加入数	未加入数	加入数	未加入数	加入数	未加入数	8	7		8		8	
従業員数	雇用保険		健康保険		厚生年金保険																				
	加入数	未加入数	加入数	未加入数	加入数	未加入数																			
8	7		8		8																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>保険の名称</th> <th>未加入者がいる理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雇用保険</td> <td>副所長は団体理事なので加入できない</td> </tr> <tr> <td>健康保険</td> <td></td> </tr> <tr> <td>厚生年金保険</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						保険の名称	未加入者がいる理由	雇用保険	副所長は団体理事なので加入できない	健康保険		厚生年金保険													
保険の名称	未加入者がいる理由																								
雇用保険	副所長は団体理事なので加入できない																								
健康保険																									
厚生年金保険																									

労働条件等自主点検表

施設名称	沖縄県立宮古青少年の家	対象年度	令和6年度
指定管理者名	特定非営利活動法人 ばんず		

※ 次の確認事項について、「指定管理者による確認結果」欄の該当する箇所に○又は必要事項の記載をお願いします。

確認事項		指定管理者による確認結果																									
1 労働条件の明示																											
労働契約を締結するに当たり、労働時間、賃金、退職(解雇の事由を含む。)、安全衛生等の労働条件を労働者に対し明示していますか。この場合において、労働時間、賃金等に関する事項について書面を交付していますか。		就業規則、労働条件通知書を交付して労働条件全般について明示している	労働条件全般について口頭で明示するとともに、労働時間、賃金等に関する事項について書面を交付している	労働条件全般について口頭で明示しているが、書面の交付はしていない	労働時間、賃金等の労働条件の一部についてのみ口頭で明示している	労働契約締結時には明示していない																					
労働契約の締結時には、パートタイム労働者を含むすべての労働者に対し労働時間、賃金、退職(解雇の事由を含む。)、安全衛生等の労働条件を明示しなければなりません。特に、労働契約期間、有期労働契約を更新する場合の基準、始業・終業の時刻、所定時間外労働の有無等、約定賃金の決定、計算、支払の方法及び賃金の締切り、支払の時期等、退職(解雇の事由を含む。)については、書面を交付しなければなりません。(労働基準法(以下「法」という。)第15条)		1	2	3	4	5																					
(3~5については、改善が必要です)																											
2 就業規則																											
就業規則(労働時間、休日、休憩、休暇、賃金の定め方及び支払方法、退職(解雇の事由を含む。)等、労働条件の具体的な細目を定めた規則)を作成していますか。また、就業規則の内容が実際の勤務の状況に合っていますか。		常時使用する労働者は10人未満である。	常時使用する労働者が10人以上である	作成して監督署に届け出てあり、内容も実情に合っている	作成して監督署に届け出るが、内容が実情に合っていない	作成してあるが、監督署に届け出ていない																					
常時10人以上の労働者(パートタイム労働者を含む。)を使用する事業場では、就業規則を作成し、所轄労働基準監督署長へ届け出なければなりません。(法第89条)		1	2	3	4	5																					
(3~5については、改善が必要です)																											
3 所定休日																											
所定休日をどのように定めていますか。		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4">週休2日制</th> <th colspan="2">週休1日制</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td>完全(毎週)</td> <td>月3回</td> <td>隔週</td> <td>月1~2回</td> <td>週1日</td> <td>4週4日</td> <td>4週3日以下</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> </table>					週休2日制				週休1日制		その他	完全(毎週)	月3回	隔週	月1~2回	週1日	4週4日	4週3日以下	1	2	3	4	5	6	7
週休2日制				週休1日制		その他																					
完全(毎週)	月3回	隔週	月1~2回	週1日	4週4日	4週3日以下																					
1	2	3	4	5	6	7																					
休日は少なくとも毎週1日又は4週間を通じ4日を与えるなければなりません。(法第35条)		(7については、改善が必要です)																									

確認事項	指定管理者による確認結果																		
<p>4 年次有給休暇 年次有給休暇についてはどのように取り扱っていますか。</p> <p>年次有給休暇は、6ヶ月間継続勤務し、全労働日の8割以上を出勤した労働者については10労働日、以降1年ごとに付与日数を増加しなければなりません。(法第39条)</p>	法定どおりの年次有給休暇を与えている	年次有給休暇を与えているが、付与日数が法定を下回っている	年次有給休暇を与えていない																
	1	2	3																
(2、3については改善が必要です)																			
※年次有給休暇の法定の付与日数表（週所定労働日数が5日以上、又は、週所定労働時間が30時間以上の労働者の場合。）																			
<table border="1" data-bbox="711 518 1441 608"> <thead> <tr> <th data-bbox="711 518 806 548">勤続年数</th><th data-bbox="806 518 901 548">0.5</th><th data-bbox="901 518 997 548">1.5</th><th data-bbox="997 518 1092 548">2.5</th><th data-bbox="1092 518 1187 548">3.5</th><th data-bbox="1187 518 1283 548">4.5</th><th data-bbox="1283 518 1378 548">5.5</th><th data-bbox="1378 518 1441 548">6.5以上</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="711 548 806 577">付与日数</td><td data-bbox="806 548 901 577">10</td><td data-bbox="901 548 997 577">11</td><td data-bbox="997 548 1092 577">12</td><td data-bbox="1092 548 1187 577">14</td><td data-bbox="1187 548 1283 577">16</td><td data-bbox="1283 548 1378 577">18</td><td data-bbox="1378 548 1441 577">20</td></tr> </tbody> </table>				勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上	付与日数	10	11	12	14	16	18	20
勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上												
付与日数	10	11	12	14	16	18	20												
※なお、月30時間未満の労働者は比例付与することとされています。																			
<table border="1" data-bbox="711 698 1441 878"> <thead> <tr> <th data-bbox="711 698 1076 727">法定どおりの年次有給休暇を取得させている</th><th data-bbox="1076 698 1441 727">取得日数が法定を下回っている</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="711 727 886 756">1</td><td data-bbox="886 727 1441 756">2</td></tr> </tbody> </table>				法定どおりの年次有給休暇を取得させている	取得日数が法定を下回っている	1	2												
法定どおりの年次有給休暇を取得させている	取得日数が法定を下回っている																		
1	2																		
(2については、改善が必要です)																			
<p>5 健康診断 定期健康診断を実施していますか。</p> <p>常時使用する労働者については、年1回定期に健康診断を行わなければなりません。(労働安全衛生規則第44条) なお、深夜業を含む業務等に常時従事する労働者に対しては6月以内ごとに1回定期に健康診断を行わなければなりません。(労働安全衛生規則第45条)</p>	<table border="1" data-bbox="711 968 1441 1163"> <thead> <tr> <th data-bbox="711 968 917 997">毎年1回以上定期的に行っている</th><th data-bbox="917 968 1156 997">年によって行ったり行わなかったり一定しない</th><th data-bbox="1156 968 1394 997">行ったことがない</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="711 997 886 1026">1</td><td data-bbox="886 997 965 1026">2</td><td data-bbox="965 997 1394 1026">3</td></tr> </tbody> </table>	毎年1回以上定期的に行っている	年によって行ったり行わなかったり一定しない	行ったことがない	1	2	3	(2、3については、改善が必要です)											
毎年1回以上定期的に行っている	年によって行ったり行わなかったり一定しない	行ったことがない																	
1	2	3																	
<p>6 最低賃金 地域別最低賃金以上の賃金を支払っていますか。</p> <p>なお、地域別最低賃金には次の賃金は含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①臨時に支払われる賃金(結婚手当等) ②1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等) ③所定外・休日・深夜の労働に対して支払われる割増賃金 ④精勤手当、通勤手当、家族手当 	<table border="1" data-bbox="711 1253 1441 1394"> <thead> <tr> <th data-bbox="711 1253 1076 1282">支払っている</th><th data-bbox="1076 1253 1441 1282">支払っていない</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="711 1282 886 1311">1</td><td data-bbox="886 1282 1441 1311">2</td></tr> </tbody> </table>	支払っている	支払っていない	1	2	(2については、改善が必要です。)													
支払っている	支払っていない																		
1	2																		
<p>【支払う賃金(A)と地域別最低賃金(B)の比較方法】</p> <p>(時給制の場合)</p> $\frac{\text{時間によって定められた賃金 (時間給)}}{\text{地域別最低賃金 (時間額)}} \geq (A) \quad (B)$ <p>(日給制、週給制、月給制の場合)</p> $\frac{\text{日、週、月等によって定められた賃金}}{\text{当該期間における所定労働時間数(日、週、月によって所定労働時間が異なる場合には、それぞれ1週間、4週間、1年間の平均所定労働時間数)}} \geq (A) \quad (B)$																			

確認事項	指定管理者による確認結果																															
7 時間外・休日労働協定の締結 時間外及び休日の労働を行わせる場合に必要となる労使協定(36協定)を締結し、労働基準監督署に届け出ていますか。	<table border="1"> <tr> <td>36協定を締結し、労基署に届け出ている</td><td>36協定を締結しているが、労基署に届け出ていない</td><td>36協定を締結していない</td><td>協定の対象外(契約上、時間外労働を想定していない等)</td></tr> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> </table> <p>(2、3については改善が必要です。)</p>				36協定を締結し、労基署に届け出ている	36協定を締結しているが、労基署に届け出ていない	36協定を締結していない	協定の対象外(契約上、時間外労働を想定していない等)	1	2	3	4																				
36協定を締結し、労基署に届け出ている	36協定を締結しているが、労基署に届け出ていない	36協定を締結していない	協定の対象外(契約上、時間外労働を想定していない等)																													
1	2	3	4																													
8 割増賃金 時間外労働・休日労働又は深夜労働を行わせた場合に、その時間に対する割増賃金は、どのように支払っていますか。	<table border="1"> <tr> <td>時間外労働・深夜労働について</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>2割5分以上の割増率にしている</td><td>2割5分未満の割増率にしている</td><td>時間外労働又は深夜労働をさせているが、支払っていない</td><td>時間外労働及び深夜労働をさせていない</td></tr> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> </table> <p>(2、3については改善が必要です。)</p>				時間外労働・深夜労働について				2割5分以上の割増率にしている	2割5分未満の割増率にしている	時間外労働又は深夜労働をさせているが、支払っていない	時間外労働及び深夜労働をさせていない	1	2	3	4																
時間外労働・深夜労働について																																
2割5分以上の割増率にしている	2割5分未満の割増率にしている	時間外労働又は深夜労働をさせているが、支払っていない	時間外労働及び深夜労働をさせていない																													
1	2	3	4																													
法定労働時間を超える時間外労働については、2割5分以上、月の時間外労働が60時間を超えた場合については、5割以上、法定休日における休日労働については3割5分以上、深夜労働(午後10時から翌日午前5時の間の労働をいいます。)については2割5分以上の割増賃金を支払わなければなりません。(法第37条) ※割増賃金の基礎となる賃金には、家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金、一箇月を超える期間ごとに支払われる賃金は算入しません。	<table border="1"> <tr> <td>時間外労働が60時間を超えた場合</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>5割以上の割増率にしている</td><td>5割未満の割増率にしている</td><td>60時間超える時間外労働をさせているが、支払っていない</td><td>60時間超える時間外労働をさせていない</td></tr> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> </table> <p>(2、3については改善が必要です。)</p>				時間外労働が60時間を超えた場合				5割以上の割増率にしている	5割未満の割増率にしている	60時間超える時間外労働をさせているが、支払っていない	60時間超える時間外労働をさせていない	1	2	3	4																
時間外労働が60時間を超えた場合																																
5割以上の割増率にしている	5割未満の割増率にしている	60時間超える時間外労働をさせているが、支払っていない	60時間超える時間外労働をさせていない																													
1	2	3	4																													
9 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入 当該指定管理施設で勤務する従業員は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入していますか。 また、未加入者がいる場合は、その理由を記載してください。	<table border="1"> <tr> <td>休日労働について</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>3割5分以上の割増率にしている</td><td>3割5分未満の割増率にしている</td><td>休日労働をさせているが、支払っていない</td><td>休日労働をさせていない</td></tr> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> </table> <p>(2、3については改善が必要です。)</p>				休日労働について				3割5分以上の割増率にしている	3割5分未満の割増率にしている	休日労働をさせているが、支払っていない	休日労働をさせていない	1	2	3	4																
休日労働について																																
3割5分以上の割増率にしている	3割5分未満の割増率にしている	休日労働をさせているが、支払っていない	休日労働をさせていない																													
1	2	3	4																													
※調査対象となる従業員は、雇用形態(正社員、派遣社員、契約社員、パートタイマー等)に関わらず、当該指定管理施設において指定管理者と雇用契約を結ぶ指定管理業務にもっぱら従事する従業員(令和〇年3月末における業務全体のうち、当該業務の割合が概ね50%以上の従業員)となります。	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">従業員数</th><th colspan="2">雇用保険</th><th colspan="2">健康保険</th><th colspan="2">厚生年金保険</th></tr> <tr> <th>加入数</th><th>未加入数</th><th>加入数</th><th>未加入数</th><th>加入数</th><th>未加入数</th></tr> <tr> <td>8</td><td>7</td><td>1</td><td>8</td><td>0</td><td>8</td><td>0</td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>保険の名称</td><td>未加入者がいる理由</td></tr> <tr> <td>雇用保険</td><td>指定管理代表(法人)のため</td></tr> <tr> <td>健康保険</td><td></td></tr> <tr> <td>厚生年金保険</td><td></td></tr> </table>				従業員数	雇用保険		健康保険		厚生年金保険		加入数	未加入数	加入数	未加入数	加入数	未加入数	8	7	1	8	0	8	0	保険の名称	未加入者がいる理由	雇用保険	指定管理代表(法人)のため	健康保険		厚生年金保険	
従業員数	雇用保険		健康保険			厚生年金保険																										
	加入数	未加入数	加入数	未加入数	加入数	未加入数																										
8	7	1	8	0	8	0																										
保険の名称	未加入者がいる理由																															
雇用保険	指定管理代表(法人)のため																															
健康保険																																
厚生年金保険																																

労働条件等自主点検表

施設名称	沖縄県立石垣青少年の家	対象年度	令和6年度
指定管理者名	特定非営利活動法人 八重山星の会		

※ 次の確認事項について、「指定管理者による確認結果」欄の該当する箇所に○又は必要事項の記載をお願いします。

確認事項		指定管理者による確認結果																									
1 労働条件の明示																											
労働契約を締結するに当たり、労働時間、賃金、退職(解雇の事由を含む。)、安全衛生等の労働条件を労働者に対し明示していますか。この場合において、労働時間、賃金等に関する事項について書面を交付していますか。		就業規則、労働条件通知書を交付して労働条件全般について明示している	労働条件全般について口頭で明示するとともに、労働時間、賃金等に関する事項について書面を交付している	労働条件全般について口頭で明示しているが、書面の交付はしていない	労働時間、賃金等の労働条件の一部についてのみ口頭で明示している	労働契約締結時には明示していない																					
労働契約の締結時には、パートタイム労働者を含むすべての労働者に対し労働時間、賃金、退職(解雇の事由を含む。)、安全衛生等の労働条件を明示しなければなりません。特に、労働契約期間、有期労働契約を更新する場合の基準、始業・終業の時刻、所定時間外労働の有無等、約定賃金の決定、計算、支払の方法及び賃金の締切り、支払の時期等、退職(解雇の事由を含む。)については、書面を交付しなければなりません。(労働基準法(以下「法」という。)第15条)		1	2	3	4	5																					
(3~5については、改善が必要です)																											
2 就業規則																											
就業規則(労働時間、休日、休憩、休暇、賃金の定め方及び支払方法、退職(解雇の事由を含む。)等、労働条件の具体的な細目を定めた規則)を作成していますか。また、就業規則の内容が実際の勤務の状況に合っていますか。		常時使用する労働者は10人未満である。	常時使用する労働者が10人以上である	作成して監督署に届け出てあり、内容も実情に合っている	作成して監督署に届け出るが、内容が実情に合っていない	作成してあるが、監督署に届け出ていない																					
常時10人以上の労働者(パートタイム労働者を含む。)を使用する事業場では、就業規則を作成し、所轄労働基準監督署長へ届け出なければなりません。(法第89条)		1	2	3	4	5																					
(3~5については、改善が必要です)																											
3 所定休日																											
所定休日をどのように定めていますか。		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4">週休2日制</th> <th colspan="2">週休1日制</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td>完全(毎週)</td> <td>月3回</td> <td>隔週</td> <td>月1~2回</td> <td>週1日</td> <td>4週4日</td> <td>4週3日以下</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> </table>					週休2日制				週休1日制		その他	完全(毎週)	月3回	隔週	月1~2回	週1日	4週4日	4週3日以下	1	2	3	4	5	6	7
週休2日制				週休1日制		その他																					
完全(毎週)	月3回	隔週	月1~2回	週1日	4週4日	4週3日以下																					
1	2	3	4	5	6	7																					
休日は少なくとも毎週1日又は4週間を通じ4日を与えるなければなりません。(法第35条)		(7については、改善が必要です)																									

確認事項	指定管理者による確認結果																		
<p>4 年次有給休暇 年次有給休暇についてはどのように取り扱っていますか。</p> <p>年次有給休暇は、6ヶ月間継続勤務し、全労働日の8割以上を出勤した労働者については10労働日、以降1年ごとに付与日数を増加しなければなりません。(法第39条)</p>	法定どおりの年次有給休暇を与えている	年次有給休暇を与えているが、付与日数が法定を下回っている	年次有給休暇を与えていない																
	1	2	3																
(2、3については改善が必要です)																			
※年次有給休暇の法定の付与日数表（週所定労働日数が5日以上、又は、週所定労働時間が30時間以上の労働者の場合。）																			
<table border="1" data-bbox="711 518 1441 608"> <thead> <tr> <th data-bbox="711 518 806 548">勤続年数</th><th data-bbox="806 518 901 548">0.5</th><th data-bbox="901 518 997 548">1.5</th><th data-bbox="997 518 1092 548">2.5</th><th data-bbox="1092 518 1187 548">3.5</th><th data-bbox="1187 518 1283 548">4.5</th><th data-bbox="1283 518 1378 548">5.5</th><th data-bbox="1378 518 1441 548">6.5以上</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="711 548 806 577">付与日数</td><td data-bbox="806 548 901 577">10</td><td data-bbox="901 548 997 577">11</td><td data-bbox="997 548 1092 577">12</td><td data-bbox="1092 548 1187 577">14</td><td data-bbox="1187 548 1283 577">16</td><td data-bbox="1283 548 1378 577">18</td><td data-bbox="1378 548 1441 577">20</td></tr> </tbody> </table>				勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上	付与日数	10	11	12	14	16	18	20
勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上												
付与日数	10	11	12	14	16	18	20												
※なお、月30時間未満の労働者は比例付与することとされています。																			
<table border="1" data-bbox="711 698 1441 788"> <thead> <tr> <th data-bbox="711 698 1076 727">法定どおりの年次有給休暇を取得させている</th><th data-bbox="1076 698 1441 727">取得日数が法定を下回っている</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="711 727 1076 756">1</td><td data-bbox="1076 727 1441 756">2</td></tr> </tbody> </table>				法定どおりの年次有給休暇を取得させている	取得日数が法定を下回っている	1	2												
法定どおりの年次有給休暇を取得させている	取得日数が法定を下回っている																		
1	2																		
(2については、改善が必要です)																			
<p>5 健康診断 定期健康診断を実施していますか。</p> <p>常時使用する労働者については、年1回定期に健康診断を行わなければなりません。(労働安全衛生規則第44条) なお、深夜業を含む業務等に常時従事する労働者に対しては6月以内ごとに1回定期に健康診断を行わなければなりません。(労働安全衛生規則第45条)</p>	<table border="1" data-bbox="711 968 1441 1057"> <thead> <tr> <th data-bbox="711 968 917 997">毎年1回以上定期的に行っている</th><th data-bbox="917 968 1156 997">年によって行ったり行わなかったり一定しない</th><th data-bbox="1156 968 1394 997">行ったことがない</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="711 997 917 1026">1</td><td data-bbox="917 997 1156 1026">2</td><td data-bbox="1156 997 1394 1026">3</td></tr> </tbody> </table>	毎年1回以上定期的に行っている	年によって行ったり行わなかったり一定しない	行ったことがない	1	2	3	(2、3については、改善が必要です)											
毎年1回以上定期的に行っている	年によって行ったり行わなかったり一定しない	行ったことがない																	
1	2	3																	
<table border="1" data-bbox="711 1260 1441 1394"> <thead> <tr> <th data-bbox="711 1260 1076 1289">支払っている</th><th data-bbox="1076 1260 1441 1289">支払っていない</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="711 1289 1076 1318">1</td><td data-bbox="1076 1289 1441 1318">2</td></tr> </tbody> </table>				支払っている	支払っていない	1	2												
支払っている	支払っていない																		
1	2																		
(2については、改善が必要です。)																			
<p>6 最低賃金 地域別最低賃金以上の賃金を支払っていますか。</p> <p>なお、地域別最低賃金には次の賃金は含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①臨時に支払われる賃金(結婚手当等) ②1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等) ③所定外・休日・深夜の労働に対して支払われる割増賃金 ④精皆勤手当、通勤手当、家族手当 	<p>【支払う賃金(A)と地域別最低賃金(B)の比較方法】</p> <p>(時給制の場合)</p> $\frac{\text{時間によって定められた賃金 (時間給)}}{\text{地域別最低賃金 (時間額)}} \geq (A) \quad (B)$																		
(日給制、週給制、月給制の場合)																			
$\frac{\text{日、週、月等によって定められた賃金}}{\text{当該期間における所定労働時間数(日、週、月によって所定労働時間が異なる場合には、それぞれ1週間、4週間、1年間の平均所定労働時間数)}} \geq (A) \quad (B)$																			

確認事項	指定管理者による確認結果																														
<p>7 時間外・休日労働協定の締結 時間外及び休日の労働を行わせる場合に必要となる労使協定(36協定)を締結し、労働基準監督署に届け出ていますか。</p> <p>使用者は、従業員の代表者などと書面による協定をし、労働基準監督署に届け出た場合においては、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。(法第36条)</p>	<table border="1" data-bbox="711 233 1435 422"> <tr> <td>36協定を締結し、労基署に届け出ている</td><td>36協定を締結しているが、労基署に届け出ていない</td><td>36協定を締結していない</td><td>協定の対象外(契約上、時間外労働を想定していない等)</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">4</td></tr> </table> <p>(2、3については改善が必要です。)</p>	36協定を締結し、労基署に届け出ている	36協定を締結しているが、労基署に届け出ていない	36協定を締結していない	協定の対象外(契約上、時間外労働を想定していない等)	1	2	3	4																						
36協定を締結し、労基署に届け出ている	36協定を締結しているが、労基署に届け出ていない	36協定を締結していない	協定の対象外(契約上、時間外労働を想定していない等)																												
1	2	3	4																												
<p>8 割増賃金 時間外労働・休日労働又は深夜労働を行わせた場合に、その時間に対する割増賃金は、どのように支払っていますか。</p> <p>法定労働時間を超える時間外労働については、2割5分以上、月の時間外労働が60時間を超えた場合については、5割以上、法定休日における休日労働については3割5分以上、深夜労働(午後10時から翌日午前5時の間の労働をいいます。)については2割5分以上の割増賃金を支払わなければなりません。(法第37条)</p> <p>※割増賃金の基礎となる賃金には、家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金、一箇月を超える期間ごとに支払われる賃金は算入しません。</p>	<table border="1" data-bbox="711 545 1435 698"> <tr> <td>時間外労働・深夜労働について</td><td>2割5分以上の割増率にしている</td><td>2割5分未満の割増率にしている</td><td>時間外労働又は深夜労働をさせているが、支払っていない</td><td>時間外労働及び深夜労働をさせていない</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">4</td><td></td></tr> </table> <p>(2、3については改善が必要です。)</p> <table border="1" data-bbox="711 826 1435 979"> <tr> <td>時間外労働が60時間を超えた場合</td><td>5割以上の割増率にしている</td><td>5割未満の割増率にしている</td><td>60時間超える時間外労働をさせているが、支払っていない</td><td>60時間超える時間外労働をさせていない</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">4</td><td></td></tr> </table> <p>(2、3については改善が必要です。)</p> <table border="1" data-bbox="711 1039 1435 1192"> <tr> <td>休日労働について</td><td>3割5分以上の割増率にしている</td><td>3割5分未満の割増率にしている</td><td>休日労働をさせているが、支払っていない</td><td>休日労働をさせていない</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">4</td><td></td></tr> </table> <p>(2、3については改善が必要です。)</p>	時間外労働・深夜労働について	2割5分以上の割増率にしている	2割5分未満の割増率にしている	時間外労働又は深夜労働をさせているが、支払っていない	時間外労働及び深夜労働をさせていない	1	2	3	4		時間外労働が60時間を超えた場合	5割以上の割増率にしている	5割未満の割増率にしている	60時間超える時間外労働をさせているが、支払っていない	60時間超える時間外労働をさせていない	1	2	3	4		休日労働について	3割5分以上の割増率にしている	3割5分未満の割増率にしている	休日労働をさせているが、支払っていない	休日労働をさせていない	1	2	3	4	
時間外労働・深夜労働について	2割5分以上の割増率にしている	2割5分未満の割増率にしている	時間外労働又は深夜労働をさせているが、支払っていない	時間外労働及び深夜労働をさせていない																											
1	2	3	4																												
時間外労働が60時間を超えた場合	5割以上の割増率にしている	5割未満の割増率にしている	60時間超える時間外労働をさせているが、支払っていない	60時間超える時間外労働をさせていない																											
1	2	3	4																												
休日労働について	3割5分以上の割増率にしている	3割5分未満の割増率にしている	休日労働をさせているが、支払っていない	休日労働をさせていない																											
1	2	3	4																												
<p>9 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入 当該指定管理施設で勤務する従業員は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入していますか。 また、未加入者がいる場合は、その理由を記載してください。</p> <p>※調査対象となる従業員は、雇用形態(正社員、派遣社員、契約社員、パートタイマー等)に関わらず、当該指定管理施設において指定管理者と雇用契約を結ぶ指定管理業務にもっぱら従事する従業員(令和〇年3月末における業務全体のうち、当該業務の割合が概ね50%以上の従業員)となります。</p>	<table border="1" data-bbox="711 1327 1394 1502"> <tr> <th rowspan="2">従業員数</th><th colspan="2">雇用保険</th><th colspan="2">健康保険</th><th colspan="2">厚生年金保険</th></tr> <tr> <th>加入数</th><th>未加入数</th><th>加入数</th><th>未加入数</th><th>加入数</th><th>未加入数</th></tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;">4</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="711 1545 1394 1877"> <tr> <td>保険の名称</td><td>未加入者がいる理由</td></tr> <tr> <td>雇用保険</td><td>1名賃金職員(用務員)で配偶者の扶養に入っていて、短時間勤務の為</td></tr> <tr> <td>健康保険</td><td>2名の賃金職員で短時間勤務の為</td></tr> <tr> <td>厚生年金保険</td><td>2名は70才を超えた為、2名は賃金職員で勤務時間が短時間勤務の為</td></tr> </table>	従業員数	雇用保険		健康保険		厚生年金保険		加入数	未加入数	加入数	未加入数	加入数	未加入数	8	7	1	6	2	4	4	保険の名称	未加入者がいる理由	雇用保険	1名賃金職員(用務員)で配偶者の扶養に入っていて、短時間勤務の為	健康保険	2名の賃金職員で短時間勤務の為	厚生年金保険	2名は70才を超えた為、2名は賃金職員で勤務時間が短時間勤務の為		
従業員数	雇用保険		健康保険		厚生年金保険																										
	加入数	未加入数	加入数	未加入数	加入数	未加入数																									
8	7	1	6	2	4	4																									
保険の名称	未加入者がいる理由																														
雇用保険	1名賃金職員(用務員)で配偶者の扶養に入っていて、短時間勤務の為																														
健康保険	2名の賃金職員で短時間勤務の為																														
厚生年金保険	2名は70才を超えた為、2名は賃金職員で勤務時間が短時間勤務の為																														